

水先料金の一部改定について

1．背景

水先とは、船舶が輻輳する港等の交通の難所において、国土交通大臣の免許を受けた水先人が船舶に乗り込み当該船舶を導く制度であり、船舶交通の安全確保及び運航能率の増進のために国際的に実施されているものです。

水先人が水先をしたときに収受する水先料の額については、水先法施行規則（昭和24年運輸省・経済安定本部令第1号。以下「施行規則」という。）において、船舶の総トン数及びきつ水を基準として各水先区ごとに定められていますが、以下の通り、当該料金の見直しを行うこととします。

2．見直しの概要

- (1) 水先料金について、経費の見直し等を図ることにより、水先料表（施行規則別表第3）に定める運航区分毎の料金を引き下げることとします。
- (2) 関門区について、関門港響新港区内におけるコンテナターミナルの供用開始に伴い、水先料表中の同港響新港区に係る運航区分及び料金を新たに定めることとします。

3．今後のスケジュール（予定）

施 行 平成17年4月1日